

第6章 食品ロス削減推進計画（案）

1. 計画策定の趣旨

（1）本計画の位置づけ

本市における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。本章は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置付けます。

（2）食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）が令和元年10月1日に施行され、政府が基本方針を定めることや、都道府県及び市町村による食品ロス削減推進計画策定の義務化（努力義務）が規定されました。このことから、本市では、富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画の改訂に合わせ、食品ロス削減推進計画を一体的に策定するものです。

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量・事業系食品ロス量ともに50%減の目標としていたが、事業系食品ロス量は、2022年度推計で8年前倒しで目標を達成したことから、新たな60%減の目標を設定した。

（事業系目標：273万トン→219万トン ※第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 2025年3月25日閣議決定）



(農林水産省及び環境省 推計) (単位 万トン)
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した削減率

年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2030
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233 (▲46%)	216 (▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231 (▲58%)	219 (▲60%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464 (▲53%)	435 (▲56%)

2. 食品ロスの現状

(1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスに分類されます。

(2) 食品ロスを取り巻く現状

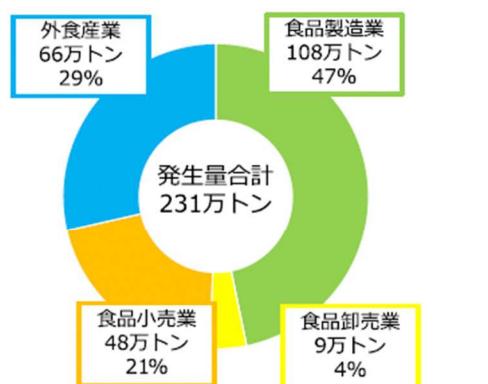
日本における食品ロス量は、下図のとおり令和5年度推計で464万トン（令和5年度富士見市のごみ総量2万8千112トンのおよそ165倍）で、食品ロス量は事業系231万トン・家庭系233万トンとなっています。

食品ロスの削減により、地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、真摯に取り組むべき課題となっています。

発生要因の内訳

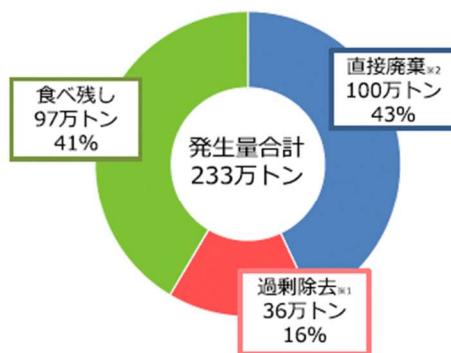
- 我が国の**食品ロスは464万トン** ※農林水産省・環境省「令和5年度推計」
- 食品ロスのうち**事業系は231万トン**、**家庭系は233万トン**であり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



製造・卸・小売事業者
○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる
外食事業者
○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳



※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

※出典：環境省 「我が国の食品ロスの発生量の推計値」

(3) 富士見市における食品ロス量

本計画の第2章「ごみ処理の現状」6.「可燃ごみの組成」において、可燃ごみに占める厨芥類の割合を示していますが、その中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

埼玉県では、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）において、令和元年11月に県内自治体と連携して「家庭の食品ロス排出実態調査」を実施し、家庭などから排出される可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査しました。その結果、熊谷市では6.3%、飯能市では4.4%がそれぞれ食品ロスとなっており、特に手つかずのまま捨てられた野菜が多いということがわかりました。これまでに調査を行った県内自治体の状況から、可燃ごみに占める食品ロスの割合は、さいたま市が3.7%、加須市が4.8%、草加市が7.3%、川越市が8.3%、越谷市が8.5%となっており、平均では6.18%となっています。そこで本市の家庭系可燃ごみの総量に県が算出した平均割合を乗じて以下のとおり本市の家庭系食品ロス量を推計しました。

【推計式】

家庭系食品ロス量

=各年度の家庭系可燃ごみ量×県内市町村の家庭系食品ロスの平均割合(6.18%)

家庭系可燃ごみの排出量の推移（単位：t）

家庭系食品ロス量

単位：t

	可燃ごみ排出量	食品ロス量
平成12年度	20,079	1,241
令和2年度	17,692	1,093
令和3年度	17,247	1,109
令和4年度	16,950	1,048
令和5年度	16,526	1,021
令和6年度	16,373	1,012

本市の家庭系食品ロス量は各年度約1,000トン発生していると推計されます。

事業系食品ロス量については、本市の廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する規則による許可業者からの「一般廃棄物処理状況報告書」から、スーパー、飲食店等の可燃ごみの合計数値と食品ロス量を下表のとおり算出しました。

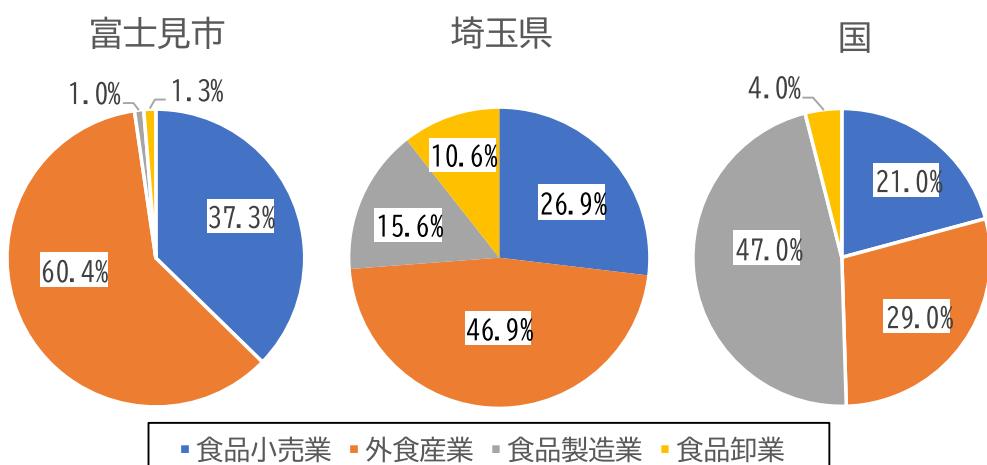
事業系食品ロス量(令和5年度実績)

単位：t 令和5年度実績

	食品小売業	外食産業	食品製造業	食品卸業	合計
可燃ごみ	687	955	105	22	1,769
可燃ごみのうち食品廃棄物等 (85.2%) ※1	586	813	90	19	1,508
可食部の割合※2	52.0%	60.7%	8.9%	58.6%	—
不可食部の割合※2	48.0%	39.3%	91.1%	41.4%	—
食品廃棄物等×可食部の割合＝食品ロス	305	493	8	11	817
食品ロスの割合 (富士見市：令和5年度推計)	37.3%	60.4%	1.0%	1.3%	100%
食品ロスの割合 (埼玉県：令和2年度推計)	26.9%	46.9%	15.6%	10.6%	100%
食品ロスの割合 (国：令和5年度推計)	21.0%	29.0%	47.0%	4.0%	100%

※1 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）43ページの割合

※2 農林水産省 食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査（令和5年度）



上表から富士見市の事業系食品ロスは、外食産業が排出量の過半数を占めており、食品小売業と合わせると全体の97.7%に達します。一方、食品製造業の食品ロス排出量はほとんどありません。

3. 食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減に向けた方針

富士見市の家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生量を推計したところ、令和5年度推計で家庭系食品ロス約1,021t、事業系食品ロス817t発生していると推計されることから、家庭系と事業系双方の食品ロス削減の取組を推進します。

(2) 目標年次

令和12年度を、本計画の目標年次とします。

(3) 削減目標

令和7年度に公表された国の目標では、家庭系食品ロス量の削減目標を平成12年度比で令和12年度までに50%減、事業系食品ロス量の削減目標を60%減とすることを目標としています。

そこで、本市の削減目標は、国や県の目標を準拠し、以下のとおりとします。

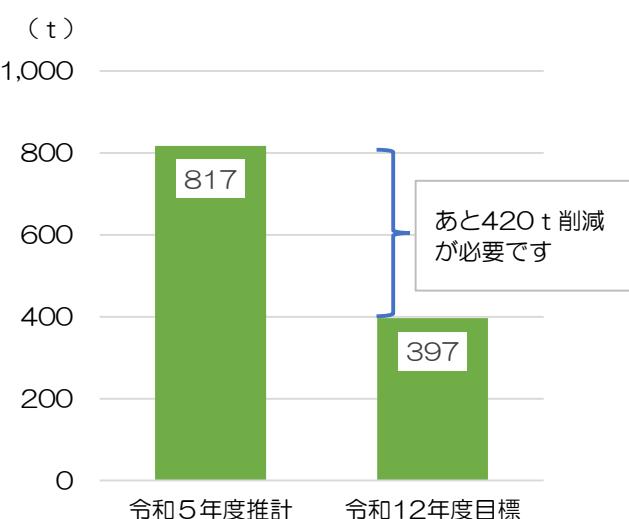
家庭系食品ロス	平成12年度	令和5年度	令和12年度目標
国(50%減)	433万t	233万t	216万t
県(50%減)	19.1万t	13.3万t	9.5万t
市(50%減)	1,241t	1,021t	621t

事業系食品ロス	平成12年度	令和5年度	令和12年度目標
国(60%減)	547万t	231万t	219万t
県(50%減)	21.4万t	13.4万t	10.7万t
市(60%減)	993t	817t	397t

当市の家庭系食品ロス目標値は621t、事業系食品ロス目標値は397tとなります。



家庭系食品ロス



事業系食品ロス

(4) 各主体の役割

1) 市民の役割（直接廃棄・過剰除去・食べ残しへの取組）

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり」、見切り品等の活用を通じて、使いきれる分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。
- ・購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブ活動を通じて寄附したりするよう努める。

③ 調理の際

- ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれる量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10（さんまる いちまる）運動」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

2) 事業者の役割

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄附やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産の抑制
卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力(自己責任)

（出典：環境省 食品ロスポータルサイト）

3) 市の役割

市民、事業者がそれぞれの役割と行動を実践していくよう、国や県が実施する施策に加えて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進します。

（5）食品ロス削減策を講じてもなお発生する食品廃棄物

食品ロス削減策を講じてもなお発生する廃棄物については、バイオガス化や堆肥化を検討します。

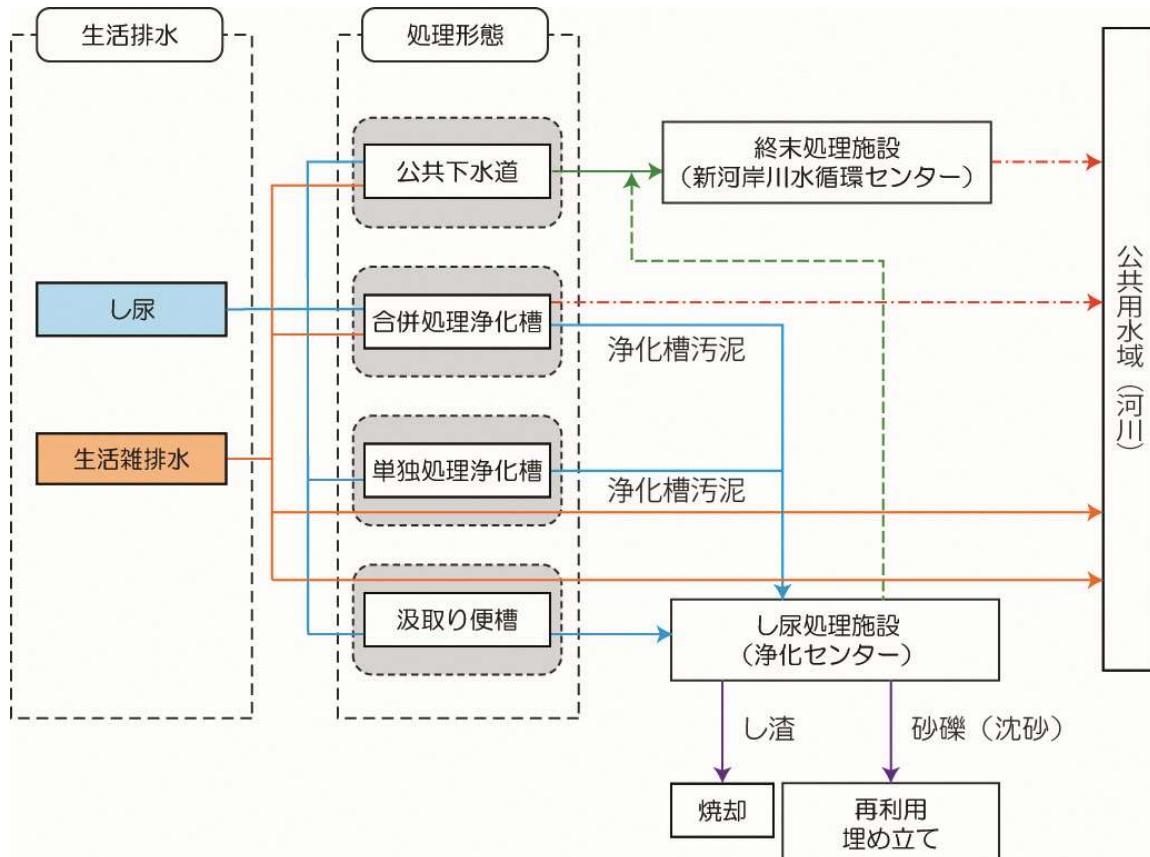
第2編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理フロー

生活排水のうち、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽または、し尿処理施設による処理を経て、河川に放流されています。

一方、生活雑排水は、公共下水道または合併処理浄化槽による処理を経て河川に放流されていますが、一部は処理されずに、直接河川に放流されています。



- : 未処理のし尿または浄化槽汚泥
- : 未処理の生活雑排水
- : 公共下水道を通り終末処理施設に入る下水
- : し尿処理施設から終末処理施設に入る処理水
- : 公共用海域に放流する処理水
- : し尿処理施設で処理後に排出されるし渣及び砂礫（沈砂）

2. 生活排水の処理状況

(1) 公共下水道

公共下水道の整備による水洗化人口や普及率等は、以下のとおりです。

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
処理区域面積 (ha)	997.26	1,015.63	1,024.06	1,030.03	1,047.62
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463	111,936
処理区域内人口 (人)	107,916	108,629	109,050	109,691	110,094
水洗化人口 (人)	103,248	103,893	105,187	108,701	109,103
普及率 (%)	98.0	98.2	98.2	98.4	98.4
水洗化率 (%)	95.7	95.6	96.5	99.1	99.1

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
処理区域面積 (ha)	1055.60	1059.79	1083.95	1084.76	1104.56
総人口 (人)	112,204	112,817	113,089	113,335	113,455
処理区域内人口 (人)	110,635	111,211	111,500	112,110	112,288
水洗化人口 (人)	109,612	110,233	110,452	111,109	111,203
普及率 (%)	98.6	98.6	98.6	98.9	99.0%
水洗化率 (%)	99.1	99.1	99.1	99.1	99.0%

(2) し尿・浄化槽汚泥

し尿・浄化槽汚泥の処理状況は以下のとおりです。

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463	111,936
汲取人口 (人)	339	323	296	284	270
浄化槽人口 (人)	6,587	6,434	5,533	2,478	2,563
し尿処理量 (kL/年)	667	583	752	666	677
浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	2,563	2,430	1,994	1,772	1,753

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
総人口 (人)	112,204	112,817	113,089	113,335	113,455
汲取人口 (人)	256	238	214	200	181
浄化槽人口 (人)	2,336	2,346	2,423	2,026	2,071
し尿処理量 (kL/年)	641	528	504	440	496
浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	1,747	1,667	1,391	1,240	1,382

【浄化センターの概要】

施設名称	入間東部地区事務組合 浄化センター	
施設所管	入間東部地区事務組合 構成市町（2市1町）：富士見市、ふじみ野市、三芳町	
計画処理能力	26kl/日（し尿：3kl/日、浄化槽汚泥：23kl/日）	
処理方式	主処理	前処理希釈放流方式
	脱臭処理	高・中濃度：生物脱臭+活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	地下水	
放流先	荒川右岸流域公共下水道	
し渣処分方法	ふじみ野市・三芳町環境センターごみ焼却施設へ搬入	
汚泥処分方法	希釈後公共下水道放流	
竣工年月	平成30年3月	

第2章 生活排水処理の基本方針と目標

1. 基本方針

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率の向上を図ります。

2. 目標

「基本方針」に基づく生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進していきます。

第3章 生活排水処理の施策

1. 計画的整備と適切な維持管理

(1) 公共下水道の整備

人口や土地利用の動向を踏まえ、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道供用開始区域において、汲取り便槽や浄化槽を利用している世帯に対し、公共下水道への切り替えを促します。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集・運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出るし尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は本市全域とします。

3. 処理計画

(1) 処理の目標

公共下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区事務組合の浄化センターで適正に処理していきます。

(2) 施設の適正な維持管理

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区事務組合と連携していきます。

(3) 最終処分の目標

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは、入間東部地区事務組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立てされます。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区事務組合と連携していきます。



資料4 施策の展開に係る取組実績

● 学校機関におけるまちづくり講座の開催回数

基本施策 (1)
施 策 1)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
回数	1	1	0	0	0	0	0

● 地域活動団体におけるまちづくり講座の開催回数

基本施策 (1)
施 策 1)
取組内容 ②

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
回数	0	0	0	0	0	2	1

● 環境講座参加人数

基本施策 (1)
施 策 1)
取組内容 ②

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
人数	57 名	—	動画配信 130 名	動画配信 116 名	44 名、動 画 74 名	55 名、動 画 31 名	50 名

※ 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の開催は中止しました。

● ごみ分別アプリの配信

基本施策 (1)
施 策 1)
取組内容 ②

年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
日本語版	配信開始	6,777 件	11,401 件	15,524 件	19,864 件	27,007 件
外国語版		127 件	177 件	335 件	933 件	1,258 件

● 多量排出事業者への認定件数

基本施策 (1)
施 策 2)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
件数	6	7	9	5	5	5	5

● 公共施設でのコピー用紙の使用枚数

基本施策 (1)
施 策 3)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
枚数	948,508	912,880	854,981	851,292	976,840	1,022,988	1,005,530

● フードドライブ事業の回収量

基本施策 (2)
施 策 1)
取組内容 ②

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
持ち込み量	124kg	575kg	100kg	50kg	42 kg
持ち込み点数	582 点	1,203 点	555 点	229 点	144 点

● フードドライブ物品貸出事業の回収量

基本施策 (2)
施 策 1)
取組内容 ②

年度	令和6
実施団体数	2
持ち込み量	40 kg

● 「ゆずります・ゆずってください」成立件数

基本施策 (2)
施 策 2)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	36	42	35	36	64	45	22

● フリーマーケット応募件数

基本施策 (2)
施 策 2)
取組内容 ②

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	51	49	中止	中止	20	40	55

● 公園剪定枝のチップ化

基本施策 (2)
施 策 3)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回収量 (t)	約 42	約 31	約 25	約 27	約 31	約 33	約 24

● 公立保育所の廃食用油の回収量

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回収量 (L)	690	630	690	550	510	640	790

● 家庭の廃食用油の回収量

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 ①

年度	令和5	令和6
回収量 (L)	171	609

● 集団資源回収実施団体数、回収量

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 ②

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実施団体数	169	167	162	142	139
回収量 (kg)	938,688	887,103	837,253	739,766	714,466

● 処理困難物一斉回収の実施状況（令和5年度）

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 ②

消火器	タイヤ	バッテリー	土・スプレー缶等
114本	197本	63個	231件

● ふれあい収集件数

基本施策 (3)
施 策 1)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	75	86	94	110	128	140	134

● 不法投棄発生件数

基本施策 (3)
施 策 2)
取組内容 ②

年度	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
ごみ集積所	47	80	64	74	53	47	41
公園	2	5	4	6	6	7	7
その他	66	69	34	27	18	17	11
合計	115	154	102	107	77	71	59

資料5 用語集

あ行

RDF

生ごみやプラスチックなどの可燃性ごみを原料とした固形燃料のことです。

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格です。社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織の枠組みを示しています。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」と訳されます。メールでのコミュニケーションやオンラインショッピング等、通信技術を使うことで、人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。

入間東部地区事務組合

本市、ふじみ野市、三芳町から構成される一部事務組合（複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織）で、消防行政及び環境衛生行政を執り行っています。

環境衛生行政では、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理する浄化センターと、火葬場・斎場の「入間東部広域斎場しののめの里」の管理・運営を行っています。

エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。全ての事業者に対して、自主的に「環境へのかかわりに気づき、目標を持ち、行動することができる」方法を提供する目的で作成したガイドラインに基づく認証・登録制度をいいます。

エコピングテージバンク（おさがりバンク）

就学・卒業時などの服や日用品、家具・家電等の入れ替えが多くなる時期に、不要となる物品と必要としている人の橋渡しをする事業です。

エコライフ DAY&WEEK 埼玉

地球温暖化防止のために、県民が「1日」または「1週間」にわたって省エネ・省資源などの環境に配慮した生活を体験する取り組みです。

SNS ピリカ

「だれでも、どこでも、いつでも」気軽に楽しくごみ拾い活動を続けるための無料のSNSサービスです。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。 CO_2 （二酸化炭素）や CH_4 （メタン）、 N_2O （一酸化二窒素）などが該当します。

か行

街頭キャンペーン

環境施策推進市民会議が主体となり市内3駅で、環境問題に関心を持ってもらうための啓発活動を行っています。

活動実績としては、地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーン、富士見市をきれいにする条例啓発街頭キャンペーンがあります。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水をまとめて処理できる浄化槽のことです。

家庭系ごみ

家庭の日常生活に伴って排出される廃棄物です。

家電リサイクル法

家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の廃家電4品目は、小売業者による引取り、製造業者等による再商品化等が義務付けられ、消費者(排出者)には廃棄の際の収集運搬・リサイクル料金を支払うことを定めた法律で、廃棄物の適正な処理と資源の有効利用を図っています。

環境基本法

環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進によって、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とした法律です。

環境マネジメントシステム

環境管理とも呼ばれ、組織や事業者が運営や経営のなかで、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて環境保全に取り組むことです。

希望出生率

結婚して子どもを産みたいという人の希望がかなえられた場合の出生率を指します。一般には健康上の理由や経済的な事情等により子どもを産みたくても産めない場合があるため、実際の出生率を上回る数値となります。また、政府は、少子化対策の指針となる「少子化社会対策大綱」において希望出生率1.8を目標に掲げています。

拠点回収

役所、公民館、スーパーなどの公共施設や店舗に回収ボックスを設置し、市民が持ち込んだ資源ごみを回収する方法です。

汲取り便槽

家庭から出る汚水(し尿)をそのまま便槽と呼ばれるタンクに貯める方式のトイレで、定期的にバキュームカーで汚水を汲み取る必要があります。

くらしのリユース(不用品の譲り合いコーナー)

家庭で不用になったまだ使える物を、必要としている人に譲り渡すための、地域や自治体が行う不用品交換の仕組みです。

グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法です。

グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称で、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品やサービスの調達を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を図り、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

クリーン作戦

町会や各種団体を中心に行う自主的な地域清掃活動をいいます。市では、5月と11月の最終日曜日を「富士見をきれいにする日」と定め、市民一人ひとりが自宅周辺の道路などの公共の場を自主的に清掃する取組を推進しています。

下水道整備計画

本市の污水施設及び雨水施設を計画的に整備するために策定する計画です。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称で、建設工事に伴って廃棄されるコンクリート、アスファルト・コンクリート、建設発生木材の建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律です。

小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称で、使用済み小型家電に利用されている貴重な金属資源等の再資源化を促進することを目的とした法律です。家庭や企業で廃棄されるパソコンや携帯電話等を回収し、分解・破碎・選別後、有害物質を処理したうえで金属資源等を再資源化します。

ごみ集積所管理システム

本市内にあるごみ集積所の管理についてのデータベースです。

ごみ分別アプリ

本市内の居住地域に合わせて、ごみの種類ごとの収集日を知らせる機能や、品目ごとに簡単にごみの分別を検索できる「ごみ分別辞典」など、ごみに関する様々な情報を提供しているアプリです。

さ行

災害廃棄物処理計画

各市区町村自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等の対応に必要な事項をとりまとめた計画です。

最終処分

廃棄物処理の最終工程で、中間処理後の残さやリサイクルできなかった廃棄物を最終処分場に埋め立てるなどして処分することです。

砂礫（沈砂）

砂や小石のことです。地質学的には、粒径が16分の1mm以上2mmより小さいものを砂、2mm以上のものを礫と呼び、これらの混合物を指します。

志木地区衛生組合

志木市、新座市及び本市の三市で構成された、ごみ等に関する事業を行っている一部事務組合（複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織）で、三市にある家庭や店舗から出るごみを共同処理している特別地方公共団体です。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

資源有効利用促進法

日本は資源の大部分を輸入に依存しています。資源循環を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境保全に資するため、使用済み物品等の再生資源及び再生部品の利用を促進し、経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。対象業種・対象製品の事業者に3Rの取組を求めていきます。

し渣（夾雜物）

流入下水中に含まれ、処理場等のスクリーンで除去されたごみ（主に紙、髪、纖維類、食料残渣）や木片等のことを指します。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称で、廃棄する自動車に含まれる貴重な金属や部品等の再資源化と適正処理を促進するため、自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。廃棄する自動車は、関連事業者、自動車メーカーによって再資源化・適正処理され、その費用を所有者が負担します。

し尿処理施設

し尿や浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設です。廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設として、市町村や行政組合などが設置、管理しています。

集塵灰

廃棄物等を焼却処理して発生する灰のうち、排ガス出口の集じん装置で集めたばいじん（焼却の際に発生する微細な粒子）です。

集団資源回収

自治会などの地域団体が主体となって資源の回収方法を定め、適切な業者に回収を委託し、ごみの減量・資源化を図る活動のことです。本市では集団資源回収実施団体奨励金交付制度により、紙・布類やカン類、ビン（リターナルビン）を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を目指した基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、適正処分の確保を提起し、天然資源の消費抑制と環境負荷低減の社会を目指しています。

浄化槽汚泥

し尿や生活雑排水を浄化槽で処理した後に残る汚泥です。

焼却灰

焼却処理した際に残った燃え殻を指し、「主灰」とも呼びます。

将来展望人口

「富士見市人口ビジョン」（令和7年8月）において、本市の人口減少と超高齢少子社会による影響を最小限に食い止めるため、人口に関して目指すべき将来の方向を示した将来推計人口です。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称で、食品の売れ残りや食べ残し、製造過程で発生する食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終的に処分される食品廃棄物量を削減することを目的とした法律です。食品関連事業者（製造、流通、外食産業等）による食品循環資源の再生利用等を促進します。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指します。

食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として策定された法律です。

処理困難物

「市では収集・処理をすることができないごみ」の総称です。本市では、タイヤ、土や砂、消火器、薬品などの志木地区衛生組合で適正な処理ができないごみが該当します。処理困難物を廃棄する場合は、取扱店もしくは市の許可を受けた廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。

新型コロナウイルス感染症

令和元年12月に中国で確認された新型コロナウイルス(SARS-CoV2)による感染症です。感染すると主に発熱や咳の症状が見られ、肺に達すると肺炎を起こし、死に至る可能性があります。急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、外出自粛や接触機会の低減など、市民生活が大きく制限されました。

人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、個別計画策定期の基礎資料とするため、将来人口動態を推計し、市の人口の目標を設定した計画です。

スラグ化

ごみ焼却後の灰や産業廃棄物などを約1300℃以上の高温で溶融し、冷却・固化させることでガラス質の「溶融スラグ」を生成する処理のことです。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、台所や洗濯、浴室等から排出される汚水のことです。

剪定枝

切斷された植木や庭木等の樹木の一部です。

た行

第1次産業

農業、林業、水産業といった、自然からの生物資源を利用し、生産や獲得をする産業のことです。

第2次産業

製造業、建設業などといった、主に第1次産業で生産した原材料を加工する産業のことです。

第3次産業

金融、保険、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などといった、目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業のことです。

食べきりタイム

食品ロス削減を目的として、宴会などの場で設けるよう啓発している、料理を残さず食べる時間です。

多量排出事業者

事業系一般廃棄物を直接または処理業者への委託により、志木地区衛生組合に搬入する事業者のうち、月量4t以上搬入し、志木地区衛生組合と協議のうえの認定を受けた事業者です。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水は処理されません。

厨芥類

厨房から出るごみで、野菜屑などの生ごみを指します。

中間処理施設

排出されたごみを埋立てする前に、焼却・破碎する施設です。焼却・破碎（中間処理）することで埋め立てるごみの量を少なくし、最終処分場（埋立処分場）の使用可能年数を延ばしています。

定期資源回収

本市では、東入間資源リサイクル協同組合との協定により、市内の資源ごみの回収を奨励する事業です。

店頭回収（BOX）

スーパーなどの店頭で、資源物（ペットボトル、牛乳パック、アルミ缶、食品トレイなど）の回収を行うことです。

は行

廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

バイオガス化

生ごみや家畜のふん尿、下水汚泥、農業残さなどの有機性廃棄物を、微生物の働きによって分解し、バイオガス（主にメタンと二酸化炭素）を生成するプロセスのことです。このプロセスは、「嫌気性消化（けんきせいしょうか）」と呼ばれる方法で行われます。

フードドライブ

家庭で余っている食品などを持ち寄り、地域の福祉団体などに寄付する活動です。未利用食品の有効利用を図り、食品ロスの削減に貢献します。

富士見市アンケートモニター制度

本市で、市政に対する市民の評価、意向等を把握し、市政に反映させるため、定期的にアンケート調査にご協力していただける市民の方を募り実施するインターネットを利用したアンケート調査のことです。

富士見市環境施策推進市民会議

良好な環境の保全及び創造を図ることを目的として、地域に根ざした活動を知識と意欲をもって継続的に進めるために設置された協働組織です。市民・事業者の環境に配慮した行動を促すとともに、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動の調整を行うなど、市の実践する環境施策の実践に関するリーダーシップが期待されます。

富士見市グリーン購入推進に関する基本方針

市が環境に配慮した製品やサービスを優先的に調達する際に従うべき基本的な考え方や基準を定めたものです。

負担金

志木地区衛生組合では、構成 3 市のごみを一括して処理しているため、ごみ排出量に応じて各市が支払っている処理費用です。

不燃残渣

不燃ごみから、資源物及び可燃物を回収した後に残った残渣です。再資源化や焼却処理が困難なため、埋立処分されます。

不法投棄

廃棄物処理法に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

プラスチック資源循環促進法

プラスチック製品の設計から廃棄までのライフサイクル全体で資源循環を促進するための法律です。

ふれあい収集

本市で、高齢者または障がい者のみの世帯を対象に、自力でごみを集積所へ出すことが困難な世帯に行っている週 1 回の戸別収集です。

ペーパーレス化

文書や情報を紙に印刷して保管する方法から、電子ファイルにしてデータとして保管する方法に切り替えることを指します。紙資源の節約、データ化による利便性の向上などのメリットがあります。

ま行

mottECO（モッテコ）

環境省・消費者庁・農林水産省・ドギーバッグ普及委員会が主催した「NEWドギーバッグアイデアコンテスト」ネーミングの部の大賞作品名で、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称です。「持っていこう」「持って帰ろう」から連想されており、ECOの意味も含まれています。

みんなでマイボトル運動

循環型社会の構築に向けて、ペットボトルなどの使い捨て容器ごみを減らすため、マイボトル（水筒やタンブラー）の利用を広める取り組みです。

や行

ゆずります・ゆずってください

不用になった品物のリユースを希望する方の橋渡しをする場として、本市で行っている事業です（無料のみ）。

容器包装リサイクル法

一般家庭から排出される商品の容器や包装を再商品化する目的で制定された法律で、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化する役割を担うことを定めています。

4R

リフューズ (Refuse : ごみになる物は断ること)、リデュース (Reduce : ごみを減らすこと)、リユース (Reuse : 再使用すること)、リサイクル (Recycle : 再資源化すること) の4つの語の頭文字をとった言葉で、循環型社会（限りある資源を有効に活用できる社会）を目指すための基本的な行動規範です。

ら行

リサイクルプラザ

志木地区衛生組合の富士見環境センター敷地内にあり、プラスチック分別処理施設とリサイクル工房、展示スペース・情報コーナー等を併設した施設である。展示スペースでは、市民から粗大ごみとして回収した家具等を一部修理し、再生家具として構成市の市民等に販売しています。

リユースプラットホーム

不要になった商品や資源を再利用（リユース）するための取引や流通を支援するデジタル上の仕組み・サービスのことを指します。

